

## 剣道競技部細則

- (1) 地域クラブ活動は、(公財)兵庫県剣道連盟に加盟していること。
- (2) 地域クラブ活動は、兵庫県中体連に申請し、認定されていること。
  - ① 団体戦については、「自治体主体で地域クラブ活動へ移行を進めるために発足した団体」、又は「地域移行実証事業の実施市町等において、実践研究を実施している団体」からの参加とする。
  - ② 個人戦については、上記①以外の地域クラブ活動からの参加も可とする。
- (3) 大会参加については、所属する地域クラブ活動が登録する所在地の市町中体連の予選会から参加する。その予選会の抽選会には参加すること。
- (4) 監督は、地域クラブ活動の指導者とする。
- (5) 同一団体からの複数チームの参加はできない。個人戦の出場枠は各市町大会の規定による。